

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和6年3月14日（木）午前10時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）田 村 謙 介 （副委員長）大 下 哲 治
岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 徳 田 博 文 中 田 利 幸
又 野 史 朗 松 田 真 哉 森 田 悟 史

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】若林部長

[経済戦略課] 坂隠課長 岩田産業・雇用戦略室長
[商工課] 石田次長兼課長 上場課長補佐兼商工振興担当課長補佐
森田ふるさと振興担当課長補佐

【文化観光局】深田局長

[観光課] 田仲課長 宮前観光戦略担当課長補佐
[スポーツ振興課] 成田課長 宇津宮課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐
[文化振興課] 原課長 林課長補佐兼文化振興担当課長補佐
山根史跡整備推進室長
[ねんりんピック推進課] 松本課長 寺本課長補佐兼企画運営担当課長補佐

【農林水産振興局】赤井局長兼農林課長

[農林課] 山内課長補佐兼農政担当課長補佐 深吉土地改良担当課長補佐
野津農林振興担当係長
[水産振興室] 宅和室長 鵜籠係長
[地籍調査課] 森脇課長 渡邊課長補佐

【都市整備部】伊達部長

[建設企画課] 遠崎課長 岡島総務担当課長補佐 伊澤管理担当課長補佐
[都市整備課] 本干尾課長 森課長補佐兼公園街路担当課長補佐
古田河川担当課長補佐 中原米子駅周辺整備推進室長
[道路整備課] 山中次長兼課長 督永道路改良担当課長補佐
長谷川道路維持担当課長補佐
足立課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐
[建築相談課] 神門課長 小西課長補佐兼景観担当課長補佐
[住宅政策課] 西村課長 片山課長補佐兼住宅政策担当課長補佐
潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【下水道部】遠藤部長

[下水道企画課] 横木課長 折戸下水道企画室長 中村課長補佐兼総務担当課長補佐
[下水道営業課] 林課長 富田料金担当課長補佐 遠藤普及担当課長補佐
[整備課] 北村課長 本池課長補佐兼管路整備担当課長補佐

伊藤管路維持担当課長補佐

[施設課] 山崎課長 福本施設維持担当課長補佐
見山課長補佐兼施設工事担当課長補佐

【水道局】朝妻局長

[計画課] 伊原副局長兼課長 長澤課長補佐兼計画推進担当課長補佐
濱田課長補佐兼経営戦略担当課長補佐

[総務課] 松田次長兼課長 田中課長補佐兼財務担当課長補佐
岡田課長補佐兼庶務担当課長補佐 羽柴担当課長補佐

[営業課] 湯崎課長

[施設課] 石田技術監兼課長

[給水課] 結城主査兼給水工事担当課長補佐

【農業委員会事務局】日浦局長 古橋局長補佐兼農務担当局長補佐

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松下調整官

傍聴者

安達議員 稲田議員 今城議員 岩崎議員 門脇議員 塚田議員 津田議員
戸田議員 錦織議員 西野議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員 渡辺議員
報道関係者 1 人 一般 1 人

審査事件及び結果

議案第 17 号 米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 18 号 米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について [原案可決]

議案第 19 号 米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について
[原案可決]

議案第 20 号 米子市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて [原案可決]

議案第 21 号 米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条
例の制定について [原案可決]

議案第 26 号 市道の路線の認定について [原案可決]

議案第 27 号 市道の路線の変更について [原案可決]

陳情第 49 号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書 [不採択]

報告案件

・令和 5 年度米子市下水道事業の予算繰越しについて [下水道部]

~~~~~

### 午前 11 時 25 分 開会

○田村委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、7 日の本会議で当委員会に付託されました議案 7 件、陳情 1 件を審査するとともに、報告 1 件を受けます。

初めに、経済部所管について審査をいたします。

陳情の審査をいたします。

陳情第49号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります錦織議員からの説明を求めます。

錦織議員。

**○錦織賛同議員** それでは、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書について、賛同議員としての説明をさせていただきます。

1999年に制定された食料・農業・農村基本法は、農業の生産性向上や多面的機能の発展などとともに、食糧自給率向上が同時に書き込まれましたが、5次にわたる基本計画で一度も目標が達成されたことはありません。海外から安い食料を輸入して、工場製品を海外に輸出するという施策が進み、食糧自給率はカロリーベース38%に低迷し、肥料など農業資材の大半も海外頼みに落ち込んでいるところです。

一方、近年の気候変動による水不足と干ばつの頻発や人口増、土壌の劣化などにより、またコロナ禍、ロシアのウクライナ侵略などにより、食料事情は変わってしまいました。政府は、輸入リスクが増大する中での食料の安定的な供給や世界的な食料不足、国内市場の縮小、農村人口減少や農業従事者の減少による集落機能の低下など、食料の安全保障上の様々な課題を含め基本法の改正を検討する上で、食糧自給率の見直しを上げています。しかし、そういう時代だからこそ、日本国民の食料の安全保障の観点からも食糧自給率目標を掲げ、国会で審議し、議決を経て検証、また改善等を講じることが大切だというふうに思います。食糧自給率向上を政府の公的義務とすることを求める意見書を、ぜひ米子市議会としても政府に上げていただくことを議員の皆さんに求めたいと思います。以上です。

**○田村委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結します。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて御意見をお一人お一人順番にお願いをいたします。

それでは、又野委員から。

**○又野委員** 私は、この陳情について採択を主張いたします。

理由は、食糧自給率が現在日本は低いということで、ほとんど輸入に頼っているということになります。食料輸入に頼るということは、様々なリスクがあると考えます。輸出国が収穫が不振だったり、あと政治的な理由で輸出を制限したりということがあったり、その際、国際価格が高騰したりっていうこともあったり、食料の確保に日本が困難を来す場合があります。また、輸入される食料の安全性や品質に問題が発生するということも、これまで過去にはありました。そのため、国民の食料を国内で賄うっていうことは国の基本であると考えます。諸外国はしっかりと農業にお金をかけて、食糧自給率を上げようとして

います。ただ、日本は、先ほど話がありましたけれども、なかなか農業のほうにお金をかけるといふ姿勢が見えません。食糧自給率の目標は掲げても農家の所得補償とか価格補償とか、そちらのあたりにお金をかけようとはしていないので、実際、先ほどの話にもありましたけど、農家離れというのが進んでます。輸入に頼る政策を進めてきているということになります。このままでは、自分の国で食料を確保して国民の命、健康を守るっていう、本来の国の責任というのが果たせなくなると思います。そして、さらに日本の食文化、これも、やっぱり衰退していくことにもつながるんじゃないかと思えます。そのため、食糧自給率を上げるということをや、やっぱり政府の責任として明確化させる必要があると考えますので、採択を主張します。

**○田村委員長** じゃあ、次、奥岩委員。

**○奥岩委員** 結論から言いますと、不採択でお願いいたします。

今、又野委員からいろいろと国の取組等の御紹介もあったんですけど、すみません、なかなか、久しぶりに勉強させていただきました。今ちょうど国会で予算もやっておられて、今国会ですと、来年度予算の農林水産費が約2兆2,000億、プラス補正を入れると2兆8,000、3兆弱、これが、いつかは、ピーク時、農林水産費が3兆、4兆ぐらいあったんですけど、当時と人口、食べる量も変わってきておりますので、そこに近づけるような予算になっているのかなと、あくまで額ですけど、見させていただいております。プラス閣議決定の農林水産関係の法案が3本、今国会の農林水産関係の改正法案が6本、これも、全てとは言いませんが、今懸念されるような国内の食料どうやって用意するのかとか、海外も含めて、食料安全保障、このところをどういうふうに考えるんだというようなところもまさに議論をされて対応されているところだと思います。

国内で食料を100%したほうがいいんじゃないかと、極論を言うと、そういったような意見書かとは思んですけど、残念ながら、日本は島国で災害大国でもありまして、全て100%、肥料から栽培、収穫まで全部国内で生産するんだ、機械も全部やるんだというふうになってきますと、何か有事の際、それが、じゃあ本当に機能するのか、国民が全部飢えずに済むのかっていうような問題もありますし、そういったところを考えた上で輸出、輸入のバランス、こういったところは取っていく必要があるなというふうを考えております。そういった意味でも、国内で生産する分、海外から輸入をする分、国内から海外へ輸出する分等々のバランスも踏まえて、国のほうでもいつも考えて動いてはおられると思うんですけど、有事の際に、きちっとお互いの近隣諸国、海外との関係もできる上で考えていかなければならないと思えますので、暗に国内だけで食糧自給率を上げていくんだっていうことに関しましては反対の立場を取らせていただきたいと思いますので、不採択でお願いいたします。

**○田村委員長** じゃあ、続いて、徳田委員。

**○徳田委員** 私は不採択を主張いたします。

理由としましては、食糧自給率向上、それ自体は大変重要なことであると認識しておるわけですが、事実、この陳情書にも記入がございしますが、政府は新たな食料・農業・農村基本法において、2030年末までをめぐりに食糧自給率をカロリーベースで45%、生産額ベースで75%に引き上げる取組を進めています。国会のほうで通れば、これが可能になるかなと思えます。まずは、その推移を見極めたいというのが理由の1点目ござ

います。

2点目としまして、やはり生産者であります農業生産の担い手である農業就業人口は減少の一途をたどっている。その状況の中で、たとえ法的拘束力を持たせたとしても、なかなか実現というのが厳しいんじゃないかなというところがございます。したがって、農業就業人口増加のためには、新規就農者数の増加を図ることがまずもって大事であるというふうに考えます。この基本計画においても、新規就農者数の増加を図る上での様々な施策が計画されておりますし、実効性の高い施策を早急に講じることが必要と考えます。以上の理由から不採択を主張いたします。

**○田村委員長** じゃあ、続いて、岡田委員。

**○岡田委員** 私は、不採択を主張したいと思います。

理由は、食料安全保障の確立には、安定的な輸入と適切な備蓄、この2本柱を組み合わせつつ、国内で生産できるものはできる限り国内で生産することが必要であると。それで、食糧自給率向上そのものについては賛成をするんですけども、それを政府の法的義務とするということに関しては、いかがなものかと考えております。そこは、政策で政府のほうに対応していただくということで、法的義務まで求めるものではないというふうに思いますので、不採択を主張したいと思います。

**○田村委員長** 大下委員。

**○大下委員** 採択でお願いいたします。

これまでの日本の食料事情は、強い経済力をもとに海外からの輸入によって成り立ってきました。しかし、温暖化による自然災害の激甚化による輸出国における生産量の減少、新型コロナウイルス感染拡大やロシアのウクライナ侵攻による影響からの世界における輸出規制、円安ドル高による日本の購買力の低下などにより、海外から安定的に食料を調達するのが難しくなり、日本の食料安全保障が脅かされている状況となっているのではないかと考えています。

国は、こういった事態を想定し、食料・農業・農村基本法において、国民に対する食料の自給及び貿易が不安定な要素を有していることを鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄等を適切に組み合わせて行わなければならないと定めていますが、現状を見ますと、過度に輸入に依存しており、適切に組み合わせられた状態ではないように思います。食糧自給率の向上を法的義務化することは、項目別ごとの自給率の向上にもつながると思われまして、また、国会において承認体系を取り、継続的に政策効果の検証及び見直し等を行うことで、国民に対する透明性を高めると同時に、消費者に対しても食料安全保障体制の重要性に対する理解が促進され、食品ロスの削減、地産地消の促進、地域活性化につながることを期待されると思います。

以上のことから、陳情に対して、採択でお願いいたします。

**○田村委員長** じゃあ、続いて、中田委員。

**○中田委員** 結論的には私も採択を主張しますが、これに当たって述べておきたいことは、ここで書かれている、要は、基本法の中で食糧自給率の目標値をある程度強制力を持つだけでは、この問題は解決しないということは申し上げておきたいと思います。全体を通じて、どちらかというと生産者の立場で書かれているというか、考えられている組立てになっていて、実際の食糧自給率が生産者の、そうでなくても日本の農業は、需要と供給の経

済的な観点からいくと、生産性が低い状態の中でどうするのかっていうところがありますよね。実際には、供給先の食生活の場、これは外食も含めてですが、食生活の場で、実際の生活の中でどんなものが食べられているのかのところを見て、そこが変わらないと、私は自給率だけ増やせば食生活が変わるっていうのは逆だと思ってまして、食生活が変わっていかないと、要するに価値を持っていかないと、この需給バランスは解消できないと実は思っています。価格にも影響しますし、貿易もありますから。だから、これは、これだけで達成できる問題ではなくて、やっぱり地産地消で我々がふだん苦労していることと一緒にだと思うので、やっぱり、そういったところも組み合わせながら、いかに日本の食生活を考えていくのかということが実行されない限りは、この問題は、生産者の立場だけで追っかけても解決しないということをあえて申し上げて、賛成という立場を取らせていただきます。

**○田村委員長** じゃあ、続いて、森田委員。

**○森田委員** 結論から申しますと、不採択でお願いしたいと思います。

理由に関しては、先ほど各委員さんおっしゃられるようなことと一緒になんですけれども、国でも目標を設定していただいているという点であったりとか、災害リスクのこともそうですし、農業を取り巻く環境の人手不足であったりという部分とかもそうなんですけれども、そういったことを総合的に鑑みますと、法的義務としてしまうというところはちょっといかなものかなというふうに思いますので、私は不採択を主張したいと思います。以上です。

**○田村委員長** じゃあ、続いて、松田委員。

**○松田委員** 私は不採択でお願いします。

理由としましては、どうしても、やっぱりこの意見書を見させていただいて、食糧自給率向上を放棄してとか、その辺りの文言について、放棄、今している状況かというのと、やはり政府のほうも今改正をして、気候変動のリスクとか、海外依存とかいうリスクとか、食料安全保障の強化というのは取りかかっているという印象ですし、食糧自給率の目標についても、令和12年度で45%という目標については明確に示しておられるので、方向性としては、やっぱり食糧自給率を上げないといけないというのは分かるんですけども、この意見書で、またさらに法的義務とするというところの意見書として上がるところには引っかかるところがありまして、私は不採択でお願いします。

**○田村委員長** ありがとうございます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第49号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…大下委員、中田委員、又野委員〕

**○田村委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第49号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょう

か。

〔「異議なし」と声あり〕

○**田村委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。  
都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11 時 42 分 休憩**

**午前 11 時 45 分 再開**

○**田村委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

水道局所管について審査をいたします。

まず、議案第 20 号、米子市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊原副局長。

○**伊原水道局副局長兼計画課長** では、議案第 20 号の米子市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

改正の理由につきましては、実情に合わせた給水人口及び 1 日最大給水量へと変更するために行うものでございます。内容につきましては、次に記載のとおりとなります。施行日は、令和 6 年 4 月 1 日となります。説明のほうは以上です。

○**田村委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見ををお願いします。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第 20 号、米子市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 21 号、米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松田次長。

○**松田水道局次長兼総務課長** 資料 2 をお開きください。議案第 21 号、米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

この条例は、企業職員の人工透析治療及びがん、または悪性腫瘍の治療のための部分休暇の新設を受けて、当該休暇に係る勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとするものです。

説明は以上でございます。

○**田村委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見ををお願いします。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第21号、米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11時48分 休憩**

**午後 1時00分 再開**

○**田村委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

下水道部所管について審査をいたします。

議案第19号、米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

林下水道営業課長。

○**林下水道営業課長** それでは、令和6年米子市議会3月定例会議案、議案第19号、議案中のページで、131ページと132ページを御覧ください。議案第19号、米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

この条例の一部改正についてですが、農業集落排水施設の使用の開始等に係る届出の時期を改正しようとするものでございます。改正の理由を申し上げますと、米子市が処理する生活排水は、公共下水道、流通団地、それから農業集落排水の3つがございます。このうち、本市の下水道条例と流通団地汚水処理場条例では、施設の使用の開始等の届出の時期につきまして、遅滞なく届け出る、言わば事後の届出と規定しております。一方で、今の農業集落排水条例では、あらかじめ届け出る、言ってみれば事前の届出と規定しております。このたび、農業集落排水施設条例についても遅滞なく届け出るという文言に改正することで、下水道条例や流通団地汚水処理場条例の規定と整合を図るものでございます。これによりまして、農業集落排水施設条例を本議案の改正後の部分に表現しておりますとおりに改正しまして、本年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○**田村委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

又野委員。

○**又野委員** 一応、確認だけ。この農集だけ事前の届出になっていたというか、何で今回



そうなったのかっていう、そこだけちょっと確認させてください。

○**田村委員長** 林下水道営業課長。

○**林下水道営業課長** このたび、4月1日からの水道局さんとの料金の一元化、民間委託をやる過程におきまして、条例をきちっと正しく表現されているか、修正箇所がないかを見直しをする作業をしております、この部分についてのみ直っていなかったということが分かりましたので、このたび議案として上げさせていただいたということでございます。

○**又野委員** 分かりました。

○**田村委員長** ほかにありませんか。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて委員の皆さんの御意見をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第19号、米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時03分 休憩**

**午後1時27分 再開**

○**田村委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

下水道部から1件の報告がございます。

令和5年度米子市下水道事業の予算繰越しについて、当局からの報告をお願いします。

見山施設課長補佐。

○**見山施設課長補佐兼施設工事担当課長補佐** そういたしますと、令和5年度米子市下水道事業の予算繰越しについて説明を行います。

報告資料、令和5年度米子市下水道事業の予算繰越しについて御覧ください。公営企業の建設改良費の繰越しは、地方公営企業法に基づく議決案件ではありませんが、下水道事業の進捗状況として、本委員会にて繰越し事業の状況を御報告するものでございます。

令和5年度の予算のうち12月の委員会報告及びこのたびの3月補正予算の御説明の際に、予算の繰越しについては御報告をさせていただきましたが、繰越し事業の追加がございますので御報告をいたします。

このたび追加する工事は4件ございます。これは、電設資材、電線、それからケーブル類のことになりますが、これらの国内需要の高まりにおいて確保が困難になったこと、それから、ケーブルの調達の遅れにより、これらを使用している機械部品の確保が困難になっていることにより、年度内に事業完了することができません。6,283万円を翌年度に繰り越す見込みになったものでございます。これによりまして、令和5年度予算の建設改

良費の総額35億7,425万4,000円のうち、これまで報告いたしました額を合わせまして、7億7,077万7,000円を翌年度に繰り越す見込みになったものでございます。

なお、予算を実際に翌年度に繰り越した場合には、地方公営企業法に基づいて議会に報告しなければならないこととされておりますので、令和5年度の予算繰越しにつきましては例年どおり、次の6月定例会において確定額を繰越計算書に御報告いたします。

説明は以上です。

**○田村委員長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。

徳田委員。

**○徳田委員** 報告資料ですけども、この中で、理由についてはいろいろ電設資材の確保とか機械部品の確保ということで理解はするんですけども、ちょっと工事件名だけ見させていただきますと、非常に肝の部分といいますか、マンホールポンプ場の電気設備であるだとか、送泥管洗浄ポンプとかっていう、あれなんですけど、遅れることによって現状、不具合とかっていうのは生じないのかっていう…。

**○田村委員長** 見山課長補佐。

**○見山施設課長補佐兼施設工事担当課長補佐** こちらについては、現状は、設備のほうに支障となるような状態は起こってないんですけども、先ほど、ストックマネジメント計画のときにもお伝えしたんですけど、電気設備というのは時間計画保全というのでやってまして、時間は来ておるんですけども、何とか動いているけれども、中身が分からないので交換しないといけないというふうな状況なんです。今のところはちゃんと動いていますので大丈夫なんですけども、この時期にやっておかないと駄目だということです。なので、材料の遅れについて今のところは支障は起きてないんですけども、やらないといけないということになります。

**○田村委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** これ調達できるとして、いつ頃から着工というか、見通しというのは立つのでしょうか。

**○田村委員長** 見山課長補佐。

**○見山施設課長補佐兼施設工事担当課長補佐** メーカーのほうにも聞き取りをしまして、その回答も出てきているんですけども、この調達ができなかったのは、この春ぐらいまでになってるんです。春以降からは注文を受け入れるような体制をメーカーも取っていただけるような回答をいただいていますので、来年度中には作業ができるように見込んでいます。

**○田村委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** 非常に基幹の部分でもありますし、予定どおり進めていただくようによろしくお願ひしたいと思います。いざ、不具合がなるときって、ちょっと多大なダメージが想定されますので、その点よろしくお願ひします。

**○見山施設課長補佐兼施設工事担当課長補佐** 分かりました。

**○田村委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、以上で下水道部からの報告を終わります。  
都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 2 分 休憩

午後 1 時 3 5 分 再開

○**田村委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部の所管部分について審査をいたします。

初めに、議案第 1 7 号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

西村住宅政策課長。

○**西村住宅政策課長** 議案第 1 7 号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、御説明いたします。通知いたしました。1 2 6 ページでございます。その次のページ、1 2 7 ページを御覧ください。今回の改正内容でございますが、廃止予定としております市営河崎住宅簡易耐火 2 階建てのうち全て空き室となった昭和 4 9 年度建設の 1 棟及び 5 0 年度建設の 2 棟、計 3 棟、1 2 棟の住宅の管理廃止をするものでございます。

配置図をお示しいたします。市営河崎住宅の配置図でございます。右下の赤枠で囲っている 3 棟が対象の建物でございます。

説明は以上でございます。

○**田村委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

岡田委員。

○**岡田委員** これは廃止をされて、まだ決まってないんでしょうけど、廃止をされた後の跡地利用っていうのは、まとまってから売却するとか、そういう方向性、中身の方向性は。

○**田村委員長** 西村住宅政策課長。

○**西村住宅政策課長** まだ、最終的には決まっておりません。その後の土地利用につきましては、庁内の中でまた検討しまして、結論を出していこうと思っております。以上です。

○**田村委員長** よろしいですか。

ほかありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見ををお願いします。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第 1 7 号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

西村住宅政策課長。

**○西村住宅政策課長** 議案第18号、米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決を求めますのでございます。

議案書128ページを通知しております。隣のページ、129ページを御覧ください。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、適切な管理が行われていない空き住戸等の所有者等に対する指導及び勧告の措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため改正するものでございます。この条例に定義する空き住戸等とは、建物の全てが空き家ではない長屋もしくは共同住宅において、これらの使用されていないことが常態となっている住戸及び工作物、敷地を指します。空き住戸等は、法で定義されている空き家の対象となっていないため、これらの措置等を条例化するものでございます。

主な内容につきましては、法改正で規定された管理不全空家等に係る指導、勧告について、管理不全空住戸等も法に定める措置と同様の措置を講じることができるよう条例を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

**○田村委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見ををお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。議案第18号、米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、市道の路線の認定について及び議案第27号、市道の路線の変更については関連しておりますので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

遠崎建設企画課長。

**○遠崎建設企画課長** それでは、議案第26号、市道の路線の認定について及び議案第27号、市道の路線の変更について、委員会資料のほうで一括して御説明いたします。通知いたします。

委員会資料の2ページ目の市道の路線の認定等の一覧表を御覧ください。市道の認定が12路線、路線の変更が2路線ございます。認定の欄の路線名5531番の上彦名西22号線から6117番の両三柳54号線までが開発行為により本市に帰属されていた

もので、市道認定するものでございます。

次に、路線名 6 1 1 8 番の中筋 1 2 号線から 6 1 2 0 番の中筋 1 4 号線ですが、ちょっとページが飛びますので通知いたします。位置図の 2 2 ページになります。この位置図で説明いたしますが、もともと 6 1 1 8 番の中筋 1 2 号線の南側半分と 6 1 2 0 番の中筋 1 4 号線が、既に開発によって整備をされていました道路で、ただ通り抜けができなく、また転回広場もないことから、市道認定基準を満たしておりませんでした。このたびの開発によりまして、6 1 1 9 番と 6 1 1 8 番の北側半分が整備され、既存の部分と接続することで条件をクリアしましたので、図面でいう、この 3 路線全てを市道認定するものでございます。

次に、議案第 2 7 号、市道の路線の変更についてですが、ちょっとまたページが元に戻りますので、通知しますが、2 ページ目の市道の路線の認定等の一覧表を御覧ください。一覧表の変更の欄の路線名、5 2 9 0 番の大崎東 2 8 号線と 5 2 9 1 番の大崎東 2 9 号線ですが、こちらは義務教育学校整備事業によりまして、事業用地として整備されることから接続する市道の位置が変更となりますので、市道の終点を変更するものでございます。説明は以上でございます。

**○田村委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見ををお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、順次採決いたします。

議案第 2 6 号、市道の路線の認定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 2 7 号、市道の路線の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午後 1 時 4 4 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 田 村 謙 介